

### 4月から料金を改定しました

千葉県営水道では、令和8年4月1日から水道料金を改定し、平均で18.6%引き上げました。物価高騰の中、皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、今後も水道施設の更新・耐震化にしっかりと取り組み、安心して水道をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 改定後の料金表

水道料金は基本料金※1と従量料金※2を合算して請求しています。基本料金と従量料金の新しい料金表は次のとおりです。

※1 基本料金…使用した水の量にかかわらず水道メーターの大きさ(口径)によりお支払いいただく料金です。  
※2 従量料金…使用した水の量に応じてお支払いいただく料金です。

### 【水道料金表】(1か月あたり・税抜)

口径	改定前	改定後	改定額
13mm	380円	470円	+90円
20mm	890円	1,103円	+213円
25mm	1,590円	1,970円	+380円
40mm	6,350円	7,866円	+1,516円
50mm	14,400円	17,837円	+3,437円
75mm	33,100円	41,001円	+7,901円
100mm	63,900円	79,153円	+15,253円
150mm	177,600円	219,993円	+42,393円
200mm	360,000円	445,932円	+85,932円
250mm	641,000円	794,007円	+153,007円
300mm	1,027,000円	1,272,145円	+245,145円

### ○従量料金(1mにつき)

使用水量	改定前	改定後	改定額
1mから10mまで	57円	67円	+10円
11mから20mまで	150円	175円	+25円
21mから40mまで	244円	285円	+41円
41mから100mまで	326円	380円	+54円
101mから500mまで	404円	471円	+67円
501mから	441円	514円	+73円

### 【計算例】口径20mmで1か月に20m使用した場合

【基本料金+従量料金=水道料金】  
○基本料金:1,103円  
○従量料金:使用した水の量に応じて、1mあたりの料金が異なります。  
①1mから10mまでは、1mにつき67円として算出します。  
67円×10m=670円  
②11mから20mまでは、1mにつき175円として算出します。  
175円×10m=1,750円 従量料金計2,420円(①+②)  
○合計:1,103円+2,420円=3,523円(税抜)  
3,523円×1.1=3,875円(税込) → 3,870円(10円未満切捨)

※日割計算について(令和8年4月1日以降の使用分から新料金が発生します。)  
水道料金は2か月分まとめてのご請求となります。そのため、4月検針分及び5月検針分は、前回検針日(2月上旬または3月上旬)の翌日から3月31日までは旧料金、4月1日から当月検針日(4月上旬または5月上旬)までは新料金による日割計算を行います。

### 物価高騰対策として水道料金を減免します

4月1日から新料金となっておりますが、近年の物価高騰に伴う、家庭等での経済負担の軽減を図るため、県営水道では、以下のとおり水道料金の減免を実施します。

### 減免の内容

県営水道とご契約されている方のうち、主に一般家庭で使用されている口径(13mm・20mm・25mm)の水道料金(基本料金・従量料金とも)を20%減免します。<減免した額でご請求します>

※使用されている口径は、「使用水量のお知らせ」(検針票)で確認することができます。

### 減免の対象期間

4か月間(令和8年7月の検針分から10月の検針分まで)  
この期間については、お客様のお手続きは必要ありません。

※検針は、お住いの地区により、偶数月検針と奇数月検針に分かれています。  
※料金の請求は、検針月の翌月となります。

料金改定後の新料金と減免期間における水道料金推移のイメージは、右のページをご参照ください。



### マイポータルへの登録で20%減免を2か月延長

令和8年9月30日(水)までに、以下①~③をすべて満たしたお客様については、紙の使用量や郵送料等の経費削減につながることから、**「20%減免を2か月間延長」**しますので、ぜひ、登録・紐付けをお願いします。

- ①マイポータルへの登録
- ②マイポータルメニュー「お客様番号紐付け申請」から、契約情報と紐付けを行う。
- ③紙の検針票・納入通知書をオンライン通知に移行する。

【マイポータル】への登録・紐付け方法は、右のページをご参照ください。

※契約情報を紐付けると、自動でオンライン通知に切り替わります。  
※すでにマイポータルにご登録いただいている方は、以下の手順でオンライン通知が設定されているかご確認をお願いいたします。

### 確認手順

- ①マイポータルメニュー「契約一覧」を選択 → ②お客様番号を選択 → ③「水道料金等の通知方法」が「マイポータル」になっていることを確認。

※「マイポータル」とは、スマートフォン等で手軽に使用水量や請求金額の確認ができる、お客様専用WEBページです。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html>)

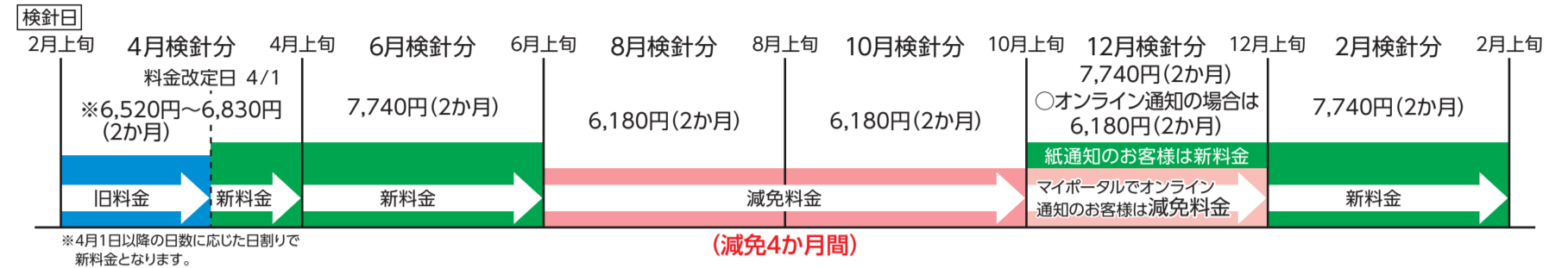
千葉県営水道 マイポータル

マイポータルへの登録はこちら

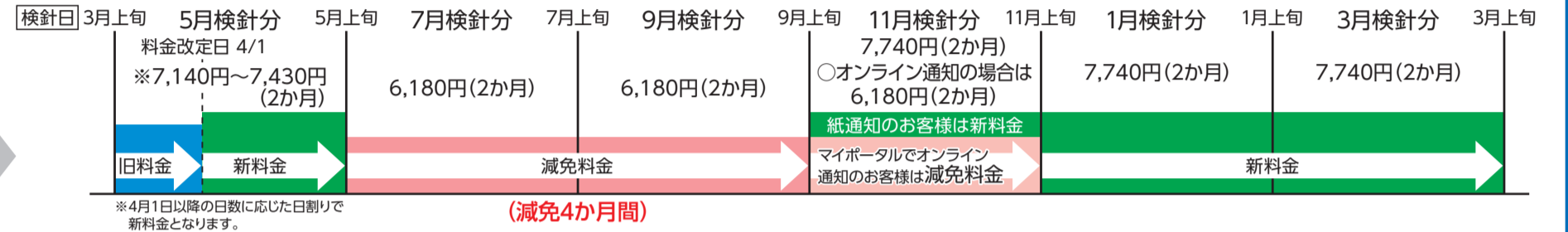
### 料金改定後の新料金と減免期間における水道料金の推移のイメージ

口径が20mmで、1か月に20m水道を使用する場合の2か月分(40m使用)の料金(税込)は次のようになります。

### 偶数月検針の場合



### 奇数月検針の場合



### ☆2か月お得になる方法☆

### 「マイポータル」への登録・紐付け方法については、次のとおりです。

※契約情報との紐付けは、「お客様番号」と「ネット手続用確認番号」が必要となります。  
各番号が表示されている「使用水量のお知らせ」(検針票)または「水道料金等納入通知書」をあらかじめご確認ください。

- ① お客様専用WEBページにアクセスし、「千葉県営水道」のメニューから「マイポータル」を選択します。
- ② マイポータル画面の「新規登録」を選択し、マイポータルへの新規登録を行います。
- ③ 登録したメールアドレス宛てに本登録用のリンク(URL)が記載された千葉県営水道からのメールが届くので、メールを開き、リンクをクリックします。
- ④ ④の画面になれば本登録完了です。登録した情報でログインして利用を開始します。 ※マイポータルIDはメールアドレスです。
- ⑤ 「各種申請・申込」から「お客様番号紐付け申請」を選択し、現在の契約情報との紐付け登録を実施します。
- ⑥ 「お客様番号」、「ネット手続用確認番号」、郵便番号等の必須事項を入力し、送信を選択して完了。

【お客様番号】、「ネット手続用確認番号」は、「使用水量のお知らせ」(検針票)または「水道料金等納入通知書」をご確認ください。

【マイポータル】への登録・紐付け方法が不明な場合や登録ができないなどお困りの場合、県水お客様センター(4面参照)にお問い合わせください。また、千葉県営水道のホームページの「FAQよくあるご質問」・「チャットボット」もご利用ください。

【FAQよくあるご質問】  
【チャットボット】  
をご利用ください

各種お手続き内容の確認やお問合せは、「FAQよくあるご質問ページ」でご確認いただけるほか、チャットボットからのお問合せも可能です。こちらのホームページからご利用ください。



### 水道週間浄水場見学会

普段見ることのない浄水場・取水場の見学会を実施します。

無料

コース	見学場所	集合・解散場所	募集人数
水道週間A	柏井浄水場・印旛取水場	千葉駅周辺を予定	45名
水道週間B	ちは野菊の浄水場・矢切取水場	松戸駅周辺を予定	45名

日時: 6月7日(日)午前9時~午後4時頃まで(雨天決行) 対象者: 千葉県営水道の給水区域内在住者

申込方法: 往復はがき、またはメールに参加希望者全員の住所・氏名・年齢・電話番号・希望コース1つを記入し、郵便またはメールにてお申込み下さい。  
※参加費用は無料です。※1組4名まで応募できます。※応募者多数の場合は、抽選となります。

申込締切: 4月28日(火)まで(当日消印有効)

申込・問合せ先: 〒262-8512 (郵便番号の記入により住所省略) 千葉県企業局水道部浄水課(水道週間浄水場見学会)係 電話番号 043-211-8683 メールアドレス w-jousui@pref.chiba.lg.jp 詳細は「千葉県営水道 浄水場見学会」で検索



夏休み親子浄水場見学会  
夏休み期間中には、千葉県営水道の給水区域内に在住している小学生とその保護者(必ず保護者同伴の事)を対象に見学会を実施します。見学コース、日時等詳細については、千葉県営水道ホームページをご確認ください。詳細は「千葉県営水道 夏休み親子浄水場見学会」で検索

### 水道出前講座を希望する学校・団体を募集します

安全でおいしい水道水のことを楽しく学んでいただく出前講座を行います。

【講座内容】  
○安全でおいしい水ができるまで  
○浄水処理実験 ○クイズ など

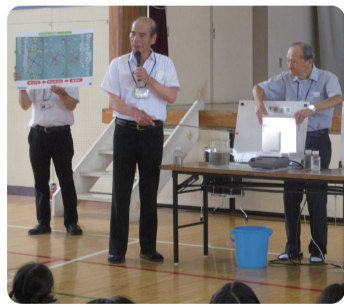
【開催日時】  
令和8年6月以降の火曜日~金曜日  
午前9時30分~午後5時(土・日・祝日及び月曜日は開催していません)

【開催場所】  
体育館、教室、公民館、集会場等(お客様で会場の確保をお願いします)

【対象者】  
小学校(主に4年生向け)または一般の団体(県営水道の給水区域内に限る)

【申込方法】  
ちば電子申請サービス、FAXまたは官製はがき  
詳細は「千葉県営水道 出前講座」で検索

【問合せ先】  
千葉県企業局水道部浄水課 水質管理班  
TEL:043-211-8673 5月25日以降は 043-307-1476



無料



### 貯水槽水道の適正な管理をお願いします

ご注意!

貯水槽水道とは、ビルやマンション等の建物に設置されている貯水槽に水を一度貯留し、蛇口まで給水する施設の総称です。貯水槽水道の適正な管理を怠ると、衛生上の問題が発生するおそれがあります。不適正な管理により、衛生上の問題が発生した場合は、貯水槽水道の設置者(管理者)が責任を問われます。

### 貯水槽水道の設置者は貯水槽の適正管理に努めましょう

- ①日1回、蛇口から採水した水の状態確認(味・色・におい・濁り等)
- ②月1回、施設の点検をしましょう。
- ③年1回以上、貯水槽の清掃及び専門機関等による水質検査

### 貯水槽水道地域巡回サービスについて

千葉県営水道では、お客様に「おいしい水」を安心して飲んでいただくため、貯水槽水道地域巡回サービスの案内を送付しております。案内が届いた際には、ぜひ点検をお申込みください。

点検時間は30分程度で、点検費用は掛りません



連絡先:お問い合わせ・ご相談は下記までご連絡ください。  
○千葉県水道管工事協同組合(千葉事務所) TEL:043-305-2661  
○千葉県企業局水道部給水課 TEL:043-211-8722  
※当業務は千葉県営水道から千葉県水道管工事協同組合に委託しています。

### 直結給水方式への転換について

千葉県営水道では、安全でおいしい水をそのまま蛇口までお届けできる直結給水方式への転換を促進しています。貯水槽方式から直結給水方式へ転換した場合の効果  
・貯水槽の維持管理(点検・清掃など)が不要となります。  
・貯水槽設置用地の省スペース化により、駐車場や倉庫・物置等への有効活用が図れます。  
※ホテル・学校・病院など、一時的に大量の水を使用する建物や断水による影響が大きい建物は貯水槽方式が適している場合があります。直結給水方式へのご転換については、お住いの地区を受け持つ各水道事務所・支所にお問い合わせ・ご相談ください。

### 水道メーターの取り替えにご協力ください。

水道メーターは、法律(計量法)で有効期限が8年と定められています。千葉県企業局ではお客様宅に設置している水道メーターを、有効期限内に新しいメーターに取り替えています。メーターを取り替える際には、あらかじめハガキをお送りし、予定日等をお知らせします。また、取り替え作業は施工業者に委託しております。作業に当たっては千葉県企業局が発行した身分証を携帯し、腕章を着用した作業員が行います。ご理解、ご協力をお願いします。

